



福島原子力事故関連情報アーカイブ

Fukushima Nuclear Accident Archive

Title	浄化土壌の再生利用とは
Alternative_Title	What is recycling of purified soil
Author(s)	大迫 政浩(国立環境研究所) Osako, Masahiro(National Inst. for Environmental Studies)
Citation	第 6 回環境放射能除染研究発表会要旨集, p.102 6th Workshop of Remediation of Radioactive Contamination in Environment
Subject	セッション : 企画セッション
Text Version	Publisher
URL	http://f-archive.jaea.go.jp/dspace/handle/faa/135428
Right	© 2017 Author
Notes	禁無断転載 All rights reserved. 「第 6 回環境放射能除染研究発表会要旨集」のデータであり、発表内容に変更がある場合があります。 学会は発表の機会を提供しているもので、内容に含まれる技術や研究の成果について保証しているものではないことをお断りいたします。



浄化土壌の再生利用とは

大迫政浩（（国研）国立環境研究所）

除去土壌の再生利用の基本的考え方が環境省から示されているが、基準値として 8,000Bq/kg 以下という数字が物議を醸しだした。炉規法に基づく有効利用の基準としての放射性セシウムに対して 100Bq/kg より相当程度高い数値が示されたことに、反射的な反応が生じたものと思われる。マスコミ等からは二重基準（ダブルスタンダード）であるとの指摘もされた。

これらの状況には、少なからず誤解があるものと思われる。炉規法の 100Bq/kg 基準は、何ら管理を必要としない「無限定再生利用」の基準である一方、今回示された用途ごとの概ね 8,000Bq/kg 以下の基準（作業員および一般公衆の追加被ばく線量が 1 mSv/年を超えない条件）は厳密な長期的管理の下の「限定再生利用」の基準であることを理解すべきである。「限定」の意味合いとして主なポイントは、利用用途を将来的に掘り起し等の形質変更を伴わない構造基盤に限ること、長期的に管理が可能な公共事業に利用に限ることである。長期的管理の期間は、利用される濃度に依存するものと考えられるが、公共の管理により担保されなければならない。このような長期管理の考え方を具体化していくうえでは、通常の廃棄物最終処分における廃止後の指定区域の台帳管理制度なども参考になろう。

いずれにしても、以上のような限定再生利用の考え方は、法制度化により厳格な運用が担保されなければならない。無限定再生利用と最終処分の間に、新たな「出口」のカテゴリーをつくっていくことに他ならない。あるいは、リスク管理しながら再生利用の機能も併せ持つ「処分」ということもできる。放射性物質汚染対処特別措置法においても、この限定再生利用のルールは処分基準として規定していくものと理解している。放射性物質以外の事例ではあるが、管理しながら限定再生利用して考える方は、欧州等では一般的に行われていることから、わが国もその一歩を踏み出しつつあるものと解釈できる。

本講演では、除去された汚染土壌から浄化土壌を再生利用するまでの技術フロー、管理の基本的考え方について概説し、現状と課題、将来展望などについて述べることにしたい。



写真 南相馬市における土壌の再生利用実証事業の様子（左は異物除去した土壌を濃度分別機に投入する様子、右は土壌の盛土施工工事の様子）